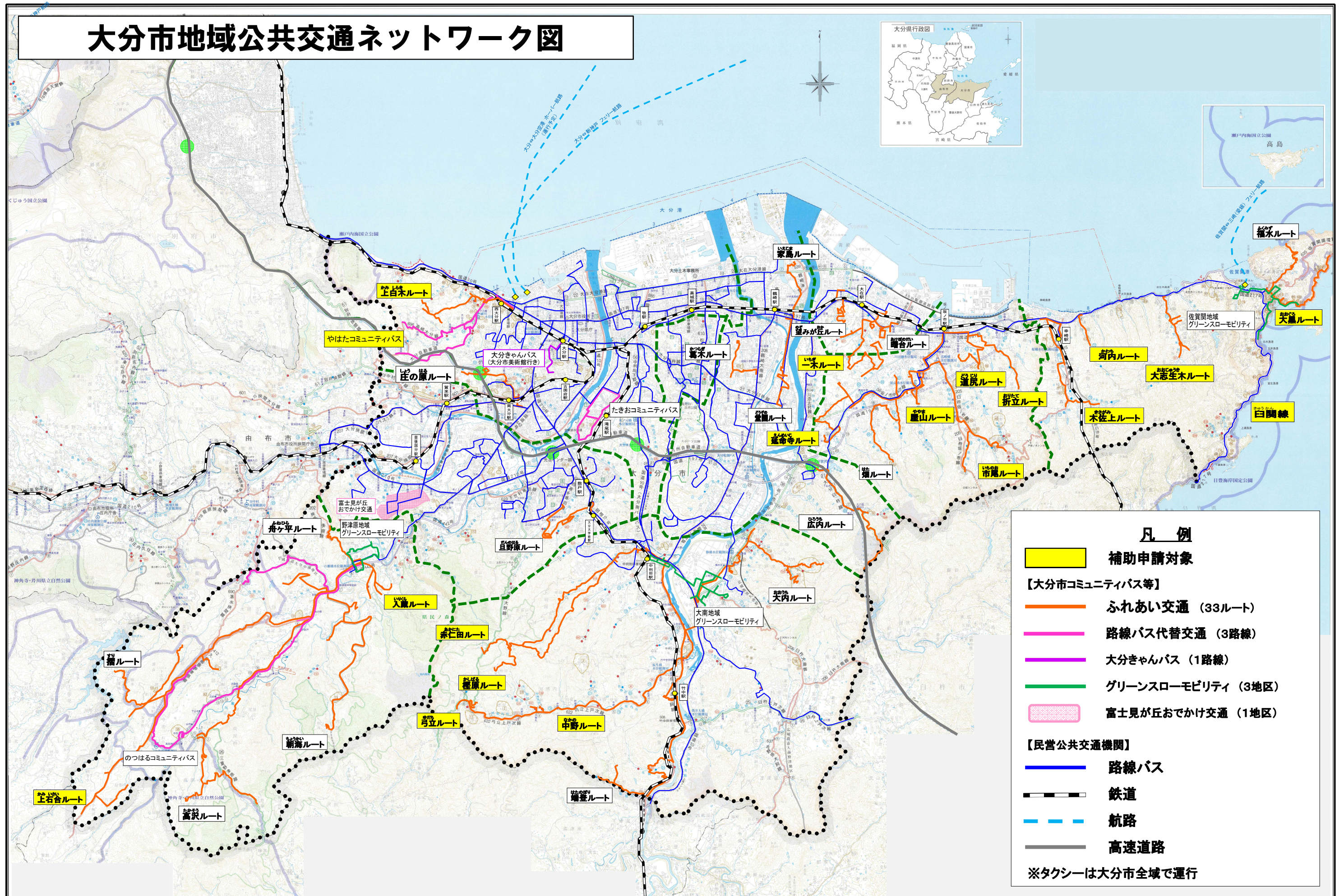


（４）大分市地域公共交通計画の変更について

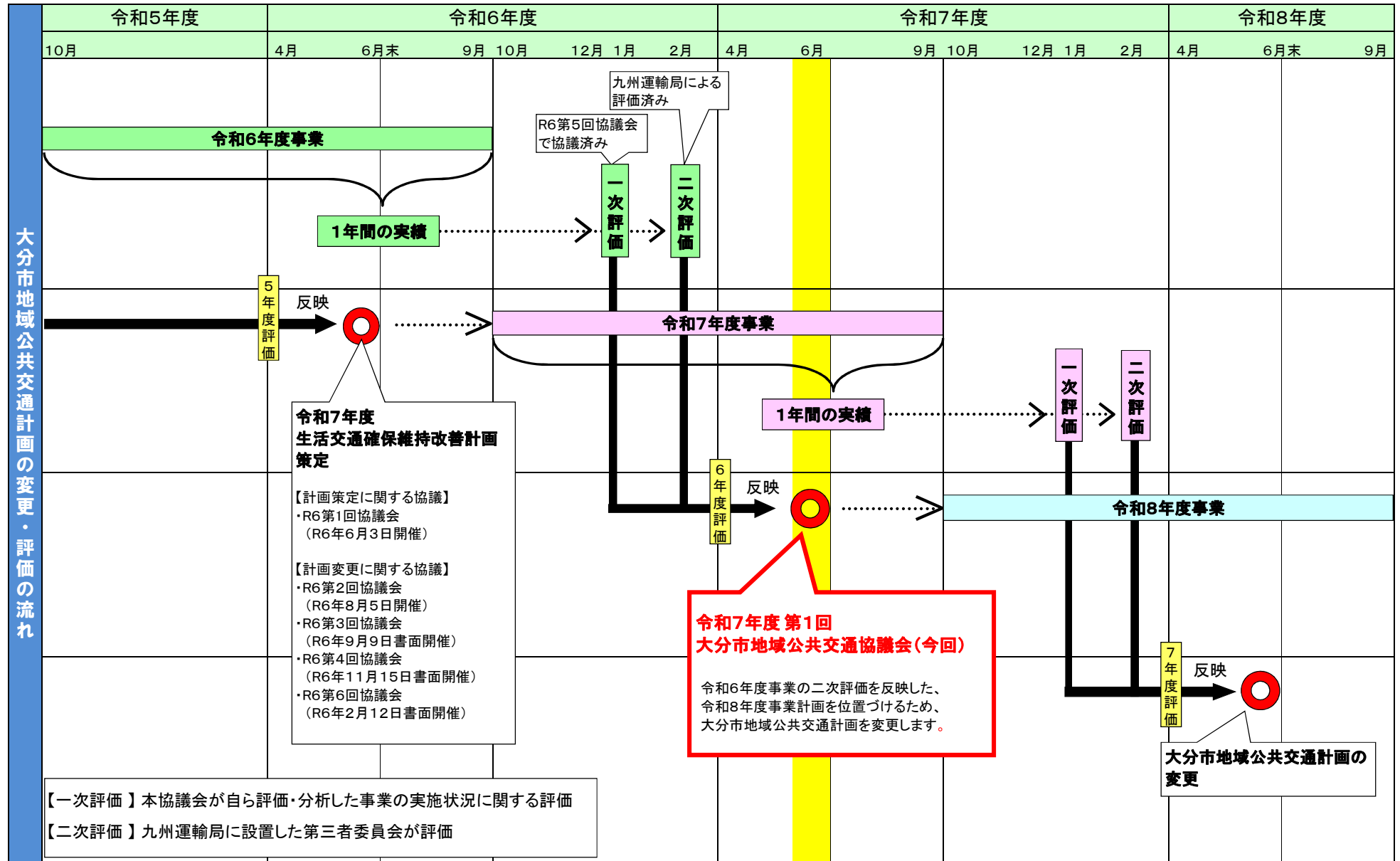
（令和8年度 地域公共交通確保維持事業について）

大分市地域公共交通協議会

大分市地域公共交通ネットワーク図



「大分市地域公共交通計画」に係る事業評価制度について



地域公共交通確保維持改善事業・事業評価統括表(生活交通確保維持改善計画に基づく事業)

評価対象事業名: 令和6年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金

				協議会における事業評価結果(一次評価)		地方運輸局等における 二次評価結果
①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の 事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点 (特記事項を含む)	評価結果
大分タクシー株式会社 (1)赤仁田ルート	赤仁田～判田局前の運行	・令和4年度事業では、沿線の多くの自治会が、当時新型コロナウイルスの感染が拡大していたことを理由に地域検討会の開催を控えたことが、③地域検討会の開催回数、④検討会等への参加者数の目標が未達となった要因であると分析しています。	計画通り事業は適切に実施された。	①年間利用者数 ・目標9,390人に対して実績9,731人(達成率103.6%)で、目標を達成した。 ②稼働率(実績運行日数/運行可能日数) ・目標58.7%以上に対して実績60.7%(達成率103.4%)で、目標を達成した。 ③地域検討会開催回数 ・目標32回以上(1ルート1回以上)に対して実績32回(1ルート1回)で、目標を達成した。 ④地域検討会及び運行説明会の参加人数 ・目標600人以上に対して実績665人で、目標を達成した。 ⑤利用者の満足度 ・70%以上の利用者に満足していると回答した。事を目指すという目標に対して、97%の回答者が「なくてはならない事業である」と回答しており、目標を達成した。 ⑥潜在的な利用者発掘に向けた取り組み ・回覧を活用した広報活動や、職員が同乗して制度利用の足掛かりとする乗車体験会を実施した。	●引き続き、ルートごとに毎年開催する「地域検討会」を継続する中で、地域の実情や利用者ニーズの変化に対応した見直しを行いながら、利用者・交通事業者・行政の協力で、以下の事項に取り組む。 ・利用実績の評価及び検証 ・地域住民の利用ニーズの把握 ・次年度の運行計画の検討 ・利用促進 ●引き続き、停留所に標柱・ベンチの設置を進め、利用環境の向上を図る。 ●引き続き、制度紹介チラシや利用状況報告のチラシを回覧するほか、自治会と連携し、地域への制度説明会を開催する等、広報活動を行うことで、地域全体への周知を図り、新規利用者の拡大に繋げる。	・評価の指標は、①年間利用者数、②稼働率、③地域検討会開催回数、④地域検討会及び運行説明会の参加者数、⑤利用者の満足度、⑥潜在的な利用者発掘に向けた取り組み ・利用者が参加して次年度の運行計画を検討する「地域検討会」を路線ごとに開催するなど、利用促進に取り組まれていることに対して評価します。 ・公共交通の利用促進に取り組まれ、目標を達成されたことを評価します。引き続き利用者のニーズや利用実態を把握した上で、関係者との協議が継続されることを期待します。
オーケーはとタクシー株式会社 (2)赤仁田ルート	赤仁田～判田局前の運行					
オーケーはとタクシー株式会社 (3)椋原ルート	椋原～判田局前の運行	・本年度から、Withコロナを前提として、地域検討会に係る評価指標とは別に、「利用者の満足度70%以上」を新たに評価指標とし、全ルートでアンケート調査を実施しました。回答者の97%が「なくてはならない事業である」と答えており、目標を達成しています。なお、令和5年に5類移行となり、地域検討会は例年通りほぼ全ルートで開催されています。	A	A		
大分タクシー株式会社 (4)椋原ルート	椋原～判田局前の運行					
大分はとタクシー株式会社 (5)弓立ルート(通常便:戸次)	弓立～戸次の運行	(令和4年度の事業評価結果) ・評価の指標は、①年間利用者数、②稼働率、③地域検討会の開催状況、④検討会等への参加者数 ・実際の利用者が参加する「地域検討会」を路線ごとに開催するなど、利用促進に取り組まれていることに対し評価します。 ・目標の一部が未達成となっている系統がありますが、その要因が新型コロナウイルス感染症の影響以外にないのかどうかについても分析をお願いします。 ・今後はWithコロナを前提として、可能な取組が実施されることで、持続可能な公共交通体系が構築されることを期待します。				
大分シティタクシー株式会社 (6)弓立ルート(通常便:戸次)	弓立～戸次の運行					
大分はとタクシー株式会社 (7)弓立ルート(通学便:戸次)	弓立～戸次の運行	(令和4年度の事業評価結果) ・評価の指標は、①年間利用者数、②稼働率、③地域検討会の開催状況、④検討会等への参加者数 ・実際の利用者が参加する「地域検討会」を路線ごとに開催するなど、利用促進に取り組まれていることに対し評価します。 ・目標の一部が未達成となっている系統がありますが、その要因が新型コロナウイルス感染症の影響以外にないのかどうかについても分析をお願いします。 ・今後はWithコロナを前提として、可能な取組が実施されることで、持続可能な公共交通体系が構築されることを期待します。	A	A		
大分シティタクシー株式会社 (8)弓立ルート(通学便:戸次)	弓立～戸次の運行					
大分はとタクシー株式会社 (9)弓立ルート(通常便:判田)	弓立～判田局前の運行	(令和4年度の事業評価結果) ・評価の指標は、①年間利用者数、②稼働率、③地域検討会の開催状況、④検討会等への参加者数 ・実際の利用者が参加する「地域検討会」を路線ごとに開催するなど、利用促進に取り組まれていることに対し評価します。 ・目標の一部が未達成となっている系統がありますが、その要因が新型コロナウイルス感染症の影響以外にないのかどうかについても分析をお願いします。 ・今後はWithコロナを前提として、可能な取組が実施されることで、持続可能な公共交通体系が構築されることを期待します。				
大分シティタクシー株式会社 (10)弓立ルート(通常便:判田)	弓立～判田局前の運行					
大分はとタクシー株式会社 (11)中野ルート	中野～戸次の運行	(令和4年度の事業評価結果) ・評価の指標は、①年間利用者数、②稼働率、③地域検討会の開催状況、④検討会等への参加者数 ・実際の利用者が参加する「地域検討会」を路線ごとに開催するなど、利用促進に取り組まれていることに対し評価します。 ・目標の一部が未達成となっている系統がありますが、その要因が新型コロナウイルス感染症の影響以外にないのかどうかについても分析をお願いします。 ・今後はWithコロナを前提として、可能な取組が実施されることで、持続可能な公共交通体系が構築されることを期待します。	A	A		
オーケーはとタクシー株式会社 (12)中野ルート	中野～戸次の運行					
有限会社野津原タクシー (13)上石合ルート	屋形木～野津原支所の運行	(令和4年度の事業評価結果) ・評価の指標は、①年間利用者数、②稼働率、③地域検討会の開催状況、④検討会等への参加者数 ・実際の利用者が参加する「地域検討会」を路線ごとに開催するなど、利用促進に取り組まれていることに対し評価します。 ・目標の一部が未達成となっている系統がありますが、その要因が新型コロナウイルス感染症の影響以外にないのかどうかについても分析をお願いします。 ・今後はWithコロナを前提として、可能な取組が実施されることで、持続可能な公共交通体系が構築されることを期待します。	A	A		
有限会社野津原タクシー (14)入蔵ルート	入蔵～野津原支所の運行					
クリスタルシティタクシー株式会社 (15)市尾ルート	木田南部～坂ノ市の運行	(令和4年度の事業評価結果) ・評価の指標は、①年間利用者数、②稼働率、③地域検討会の開催状況、④検討会等への参加者数 ・実際の利用者が参加する「地域検討会」を路線ごとに開催するなど、利用促進に取り組まれていることに対し評価します。 ・目標の一部が未達成となっている系統がありますが、その要因が新型コロナウイルス感染症の影響以外にないのかどうかについても分析をお願いします。 ・今後はWithコロナを前提として、可能な取組が実施されることで、持続可能な公共交通体系が構築されることを期待します。				
大分シティタクシー株式会社 (16)延命寺ルート	延命寺～坂ノ市の運行					
クリスタルシティタクシー株式会社 (17)一木ルート	一木～浜入口の運行	(令和4年度の事業評価結果) ・評価の指標は、①年間利用者数、②稼働率、③地域検討会の開催状況、④検討会等への参加者数 ・実際の利用者が参加する「地域検討会」を路線ごとに開催するなど、利用促進に取り組まれていることに対し評価します。 ・目標の一部が未達成となっている系統がありますが、その要因が新型コロナウイルス感染症の影響以外にないのかどうかについても分析をお願いします。 ・今後はWithコロナを前提として、可能な取組が実施されることで、持続可能な公共交通体系が構築されることを期待します。				
クリスタルシティタクシー株式会社 (18)屋山ルート	屋山～坂ノ市の運行					
クリスタルシティタクシー株式会社 (19)折立ルート	折立～坂の市小学校前の運行	(令和4年度の事業評価結果) ・評価の指標は、①年間利用者数、②稼働率、③地域検討会の開催状況、④検討会等への参加者数 ・実際の利用者が参加する「地域検討会」を路線ごとに開催するなど、利用促進に取り組まれていることに対し評価します。 ・目標の一部が未達成となっている系統がありますが、その要因が新型コロナウイルス感染症の影響以外にないのかどうかについても分析をお願いします。 ・今後はWithコロナを前提として、可能な取組が実施されることで、持続可能な公共交通体系が構築されることを期待します。				
クリスタルシティタクシー株式会社 (20)道尻ルート	道尻～坂の市小学校前の運行					
ワーカーズコープタクシー有限公司 (21)木佐上ルート(馬場:往路)	木佐上～馬場の運行	(令和4年度の事業評価結果) ・評価の指標は、①年間利用者数、②稼働率、③地域検討会の開催状況、④検討会等への参加者数 ・実際の利用者が参加する「地域検討会」を路線ごとに開催するなど、利用促進に取り組まれていることに対し評価します。 ・目標の一部が未達成となっている系統がありますが、その要因が新型コロナウイルス感染症の影響以外にないのかどうかについても分析をお願いします。 ・今後はWithコロナを前提として、可能な取組が実施されることで、持続可能な公共交通体系が構築されることを期待します。				
ワーカーズコープタクシー有限公司 (22)木佐上ルート(馬場:復路)	木佐上～馬場の運行					
ワーカーズコープタクシー有限公司 (23)木佐上ルート(神崎中学校前:往路)	木佐上～神崎中学校前の運行	(令和4年度の事業評価結果) ・評価の指標は、①年間利用者数、②稼働率、③地域検討会の開催状況、④検討会等への参加者数 ・実際の利用者が参加する「地域検討会」を路線ごとに開催するなど、利用促進に取り組まれていることに対し評価します。 ・目標の一部が未達成となっている系統がありますが、その要因が新型コロナウイルス感染症の影響以外にないのかどうかについても分析をお願いします。 ・今後はWithコロナを前提として、可能な取組が実施されることで、持続可能な公共交通体系が構築されることを期待します。				
ワーカーズコープタクシー有限公司 (24)木佐上ルート(神崎中学校前:復路)	木佐上～神崎中学校前の運行					
ワーカーズコープタクシー有限公司 (25)大志生木ルート	大志生木1～大志生木の運行	(令和4年度の事業評価結果) ・評価の指標は、①年間利用者数、②稼働率、③地域検討会の開催状況、④検討会等への参加者数 ・実際の利用者が参加する「地域検討会」を路線ごとに開催するなど、利用促進に取り組まれていることに対し評価します。 ・目標の一部が未達成となっている系統がありますが、その要因が新型コロナウイルス感染症の影響以外にないのかどうかについても分析をお願いします。 ・今後はWithコロナを前提として、可能な取組が実施されることで、持続可能な公共交通体系が構築されることを期待します。				
クリスタルシティタクシー株式会社 (26)大黒ルート	大黒～佐賀関の運行					

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の 事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点 (特記事項を含む)	地方運輸局等における 二次評価結果
臼津交通株式会社 (27)臼関線	佐賀関～臼杵 (補助対象:大分市内のみ)		計画どおり事業は適切に実施された。 ※交通規制による運休あり。(要綱に定めるやむをえない事情として認められたもの)	・年間利用者数は、目標62,354人に対して86,777人で、目標を達成した。 ・効果達成状況については、沿線住民に時刻表やチラシを配布し、バス利用を呼びかけたことは、バス利用の意識付けになっていると思われる。	●引き続き、利用状況やバス時刻表を回覧配布し、路線維持のためのバス利用の意識づけを行う。 ●交通だけに限らず、商業施設や病院など、他分野と連携・協働し、持続可能な公共交通体系の構築の検討をする。 ●大分交通株式が運行する机張原線、杵原線、大分市内線(29～34)については、令和6年10月1日より休止 ●令和6年10月1日より、大分市路線バス代替交通運行事業にて路線を引き継ぎ「やはたコミュニティバス」を運行開始	同上
臼津交通株式会社 (28)臼関線	佐賀関～下浦					
大分交通株式会社 (29)机張原線	5号地大交車庫前～田室町～机張原					
大分交通株式会社 (30)杵原線	5号地大交車庫前～田室町～杵原					
大分交通株式会社 (31)机張原線	5号地大交車庫前～西春日町～机張原					
大分交通株式会社 (32)杵原線	5号地大交車庫前～西春日町～杵原					
大分交通株式会社 (33)大分市内線	大分駅前～新川～中大山					
大分交通株式会社 (34)大分市内線	大分駅前～西春日町～下坂本					

A

事業実施の評価基準
A評価: 事業が計画に位置付けられたとおり、適切に実施された
B評価: 事業が計画に位置付けられたとおりに実施されていない点があった
C評価: 事業が計画に位置付けられたとおりに実施されなかった

A

事業実施の評価基準
A評価: 事業が計画に位置付けられたとおり、適切に実施された
B評価: 事業が計画に位置付けられたとおりに実施されていない点があった
C評価: 事業が計画に位置付けられたとおりに実施されなかった

令和7年6月4日

(名称) 大分市地域公共交通協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

本市の郊外部には公共交通の利用が不便な地域が点在しており、地域の人口が減少する中で移動が困難な住民の日常生活における移動手段の確保が課題となっている。

本市では、平成16年6月より、公共交通の利用が不便な地域において住民の日常生活の移動手段を確保し、買い物や通院その他外出の機会を促進するとともに市街地の活性化に資することを目的として「ふれあいタクシー運行事業」を開始した。

平成22年10月から平成24年3月にかけては、ふれあいタクシーの通学利用における課題の検証を目的として「新コミュニティ交通運行実証実験事業」を実施し、検証結果に基づき、平成24年4月より「ふれあい交通運行事業」に改めた。平成29年4月には、運賃や利用要件等の制度拡充を行った。

市内の路線バスでは、利用者の減少等により採算性を確保することが困難となっており、特に、過疎地域や交通不便地域の路線維持が課題であったことから、平成30年10月より、地域内フィーダー補助金を活用した生活交通確保維持事業により、佐賀関地域の臼関線の補助を行っている。

令和2年10月には、地域内フィーダー補助系統に八幡地域の机張原線・杵原線・大分市内線を新たに加え、路線バスの維持に努めた。

また、同時期に本市では、路線バスの一部路線が廃止となった過疎地域等で、地域住民の通学や通勤、買い物など日常生活における移動手段を確保するため、路線バス代替交通運行事業を開始した。

令和6年10月には、乗務員不足等の影響により、地域内フィーダー系統の机張原線・杵原線・大分市内線が休止となり、本市が路線バス代替交通の運行を開始した。

本計画では、「ふれあい交通運行事業」、「生活交通確保維持事業」、「路線バス代替交通運行事業」の実施を通じて、本市における地域公共交通網の確保及び維持を図り、住民の利便性の向上や、日常生活に必要な移動手段を確保することを目的とする。

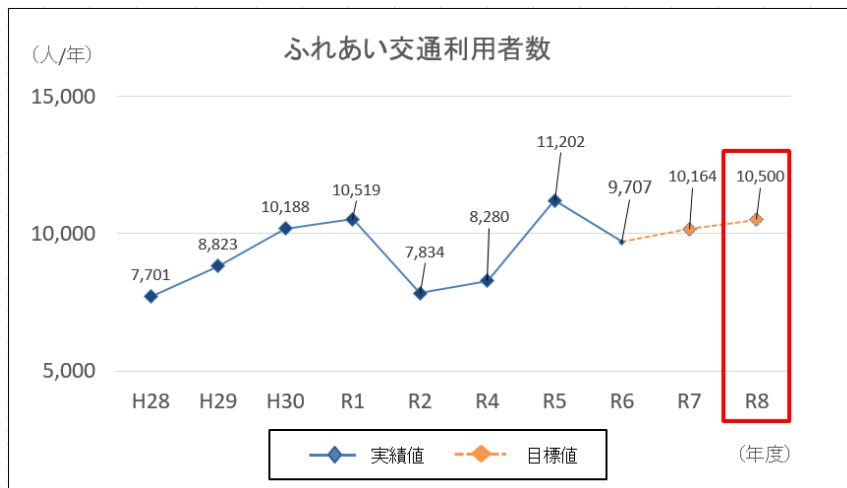
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

1) ふれあい交通

①年間延べ利用者数約10,500人（弓立ルートにおいて、スクールバスとして利用している通学者等の延べ利用者数は除く）とする。

※各ルートの令和6年度実績値については添付資料①参照

※大分市地域公共交通計画では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前（令和元年度）の実績値10,519人に基づき、令和8年度の目標を設定している。



②運行可能日数に対する実績運行日数の率（稼働率）を61.7%以上とする。

※参考資料①参照

※稼働率が低いルートについては、利用の増加を目指した取組を実施する。取組をしたものの利用がないルートについては、運行を廃止し、事業の効率化を図るものとする。

③地域検討会（定期利用者と運行計画を検討する会）を1ルートにつき年1回以上開催する。地域から個別に要望があれば運行検討会、運行説明会を開催し、事業の周知拡大に取り組む。

④地域検討会の参加者に対して運行についての満足度調査を実施し、全回答者の70%以上が「満足」と回答することを目標とする。

⑤稼働率が低いルートにおいては、四半期に一度、事業内容や利用状況をお知らせし、潜在的な利用者の発掘に努めるとともに、職員の同伴でふれあい交通を利用する体験会を実施して、利用方法に不安を抱える登録者に対する支援に取り組む。

	平成30年度 実績	令和元年度 実績値	…	令和6年度 実績値	令和8年度 目標値
延べ利用者数	10,188	10,519	…	9,707	10,500

運行系統名【補助対象系統のみ】	令和6年度	令和8年度
(1) 赤仁田ルート	426人	461人
(2) 檜原ルート	426人	461人
(3) 弓立ルート（通常便：戸次）	173人	187人
(4) 弓立ルート（通学便：戸次）	1,278人	1,708人
(5) 弓立ルート（通常便：判田）	35人	38人
(6) 中野ルート	394人	426人
(7) 上石合ルート	105人	114人
(8) 入蔵ルート	192人	208人
(9) 市尾ルート	671人	726人
(10) 延命寺ルート	1,056人	1,080人
(11) 一木ルート	369人	399人
(12) 屋山ルート	965人	1,044人
(13) 折立ルート	105人	114人
(14) 道尻ルート	169人	183人
(15) 上白木ルート	551人	596人
(16) 木佐上ルート（馬場）	133人	144人
(17) 木佐上ルート（幸崎駅）	254人	275人
(18) 河内ルート	0人	18人

(19) 大志生木ルート	339 人	367 人
(20) 大黒ルート	218 人	236 人

2) 路線バス

年間利用者数の目標値を定める。

運行系統名	令和 6 年度	令和 8 年度
(21) 臼関線（佐賀関～臼杵駅）	1,102 人	1,305 人
(22) 臼関線（佐賀関～下浦）	4,776 人	5,712 人

※臼杵市の区間は補助対象外。佐賀関～臼杵駅間については大分市内分のみを算出。

※大分市地域公共交通計画の目標値である令和 2 年度実績値を目標とする。

3) 路線バス代替交通

① 年間利用者数の目標値を定める。

運行系統名	令和 6 年度	令和 8 年度
(23) 杵原線 （野稲田～生石一丁目） （野稲田～ミスターマックス～生石一丁目） （野稲田～ミスターマックス～西大分駅前） （野稲田入口～生石一丁目） （野稲田入口～ミスターマックス～生石一丁目） （野稲田入口～ミスターマックス～西大分駅前）	2,037 人	6,592 人
(24) 机張原線 （机張原公民館前～生石一丁目） （机張原公民館前～ミスターマックス～生石一丁目） （机張原公民館前～ミスターマックス～西大分駅前）	2,239 人	5,862 人
(25) 中大山線 （中大山～生石一丁目）	870 人	2,470 人
(26) 東八幡線 （東八幡～ミスターマックス～生石一丁目）	566 人	2,470 人

※1 便あたり 2 名以上の乗車を目標として算出。令和 5 年度の暦を基に算出した数値を目標値として取り扱う。

※令和 6 年度実績は令和 6 年 10 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日分

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

1) ふれあい交通

- ・定期的に地域住民と検討会を行い、地域の実情やニーズに沿った運行計画の策定を行う。（大分市）
- ・地域住民へふれあい交通の制度や運行計画の周知活動。（大分市）
- ・停留所への標柱、ベンチの設置を進め、利用環境の向上を図る。（大分市）

2) 路線バス

- ・行政と運行事業者でワーキング会議を開催し、利用者の維持・確保に向けた取組を検討する。（大分市、バス事業者）
- ・沿線住民へ利用実績の周知を図る。（大分市、バス事業者）

3) 路線バス代替交通 ・沿線地域の住民が参加する「地域検討会」や利用者アンケート調査を行い、利用ニーズを踏まえ、利用実績に基づく運行の見直しを行う。(大分市) ・沿線住民へ利用実績の周知を図る。(大分市) ・運行ルート沿線上の八幡小学校、ミスターマックス西大分店と連携し、利用しやすいダイヤ反映を目指す。(大分市)
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
別添表 1 のとおり
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
1) ふれあい交通 大分市タクシー協会への委託により運行する当該事業は、業務委託料 22,386 千円のうち、国庫補助額 624 千円を差し引いた差額分を大分市が負担する。(令和 6 年度実績)
2) 路線バス 運行事業者への補助額は、運行にかかる経常費用 11,042 千円から経常収益 2,054 千円及び国庫補助金 1,148 千円を差し引いた額とし、大分市が負担する。(令和 6 年度実績)
3) 路線バス代替交通 一般乗合旅客自動車運送事業者への委託により運行する当該事業は、業務委託料のうち、国庫補助額を差し引いた差額分を大分市が負担する。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
1) ふれあい交通 ・月ごとに利用者数と稼働率の調査を実施する。 ・地域検討会に参加した利用者に向けたアンケートを実施し、実態の把握に努める。 ・毎年、評価を実施する。(大分市地域公共交通計画 P119 参照)
2) 路線バス ・利用者数調査を行い、実態の把握に努める。 ・毎年、評価を実施する。(大分市地域公共交通計画 P119 参照)
3) 路線バス代替交通 ・月ごとに利用者数の調査を実施する。 ・利用者アンケートを実施し、実態の把握に努める。 ・毎年、評価を実施する。(大分市地域公共交通計画 P119 参照)
7. 別表 1 の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし

8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
別添表 5 のとおり
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
・ 令和7年6月4日（令和7年度第1回協議会）地域公共交通計画の変更及びR8フィーダー計画の協議、承認
19. 利用者等の意見の反映状況
・ 「ふれあい交通」地域検討会の開催 定期的に利用している住民を選定のうえ、計31箇所、延べ260名を対象に開催し、意見を運行計画に反映させた。 ・ 「ふれあい交通」運行検討会及び運行説明会の開催 ルート新設にあたり、利用希望者を対象に、時刻表や停留所位置についての協議を行う運行検討会や利用方法の説明を行う運行説明会を開催した。 ・ 「路線バス代替交通」意見交換会及び地元説明会の開催 八幡地区において、意見交換会を計6回、延べ161名、運行説明会を計5回、延べ121名を対象に開催し、意見を運行計画に反映させた。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 〒870-8504 大分県大分市荷揚町2番31号

(所 属) 大分市 都市計画部 都市交通対策課

(氏 名) 幸 浩史朗

(電 話) 097-578-7795

(e-mail) tosikotu@city.oita.oita.jp

〈別表〉

■ 路線バス、路線バス代替交通、ふれあい交通の国庫補助対象系統に関して、事業及び実施主体の概要

令和7年6月4日時点

路線バス、路線バス代替交通

系統名	運行経路		事業許可 区分	運行 態様	実施 主体	補助事業 の活用
伯大線	金池ターミナル～佐伯駅		4条乗合	路線定期 運行	交通事業者	幹線補助
臼大線	金池ターミナル～臼杵港					
佐賀関線	大分駅～佐賀関					
鉄輪線	大分駅～鉄輪					
別大線	大分駅～関の江					
臼関線	佐賀関～臼杵駅		4条乗合	路線定期 運行	交通事業者	フィーダ ー補助
臼関線	佐賀関～下浦					
その他系統 (路線バス)	市内その他系統 ・大分駅前～鶴崎 ・県庁正門前～明礪～わさだＴ ～三愛メディカル 等		4条乗合	路線定期 運行	交通事業者	なし
路線バス 代替交通 (たきお、 のつはるコ ミュニティ バス)	たきおコミュニティバス 大分こども病院前～津守中～片島 等 のつはるコミュニティバス 上原～竹の内～野津原支所 等		4条乗合	路線定期 運行	大分市 (運行は交通事 業者に委託)	なし
路線バス 代替交通 (やはたコ ミュニティ バス)	柞原線	野稲田～ミスターマッ クス～生石一丁目 等	4条乗合	路線定期 運行	大分市 (運行は交通事 業者に委託)	フィーダ ー補助
	机張原線	机張原公民館前～ミス ターマックス～生石一 丁目 等				
	中大山線	中大山～生石一丁目				
	東八幡線	東八幡～ミスターマッ クス～生石一丁目				
大分 キャンバス	大分駅上野の森口～大分市美術館		4条乗合	路線定期 運行	大分市 (運行は交通事 業者に委託)	なし

ふれあい交通

系統名（ルート）	運行経路	事業許可 区分	運行 態様	実施 主体	補助事業 の活用
赤仁田	赤仁田～庵ノ平～判田局前バス停	4 条 乗 合	路 線 不 定 期 運 行	大分市（運行は交通事業者に委託）	フ ィ ー ダ ー 補 助
檜原	檜原中～小岳～判田局前バス停				
弓立 他2	第二黒岩橋奥～平原橋～戸次バス停				
中野	中野停留所～中町停留所～戸次バス停				
上石合	屋形木～新鮮市場～野津原支所				
入蔵	グループホーム館奥～新鮮市場～野津原バス停				
市尾	奥村～坂ノ市郵便局～坂ノ市駅バス停				
延命寺	栗熊～延命寺入口～坂ノ市駅バス停				
一木	田尾～政所南公民館～浜入口バス停				
屋山	屋山団地～TOTO 北～坂ノ市駅バス停				
折立	折立上～殿下橋～坂ノ市駅バス停				
道尻	タブの木～下道尻橋～坂ノ市駅バス停				
上白木	13 組～御幸～生石一丁目バス停				
木佐上 他1	赤井～西山下～馬場バス停				
大志生木	元宮～原住宅～大志生木バス停				
大黒	大黒～セキストア上浦店～佐賀関バス停				
河内	明谷橋～河内公民館～河内入口バス停	4 条 乗 合	路 線 不 定 期 運 行	大分市（運行は交通事業者に委託）	な し
端登	伊与床谷～伊与床公民館前～戸次バス停				
大内	日平～尾津留公民館～戸次バス停				
旦野原 他1	美し野公民館南～叶～川久保バス停				
摺	丹生山～新鮮市場～野津原支所				
朝海	朝海～新鮮市場～野津原支所				
高沢	杵ヶ原～新鮮市場～野津原支所				
舟ヶ平	舟ヶ平～福成寺前バス停～新鮮市場				
畑	畑精米所前～願光寺～坂ノ市駅バス停				
家島	家島公民館前～鶴崎支所前バス停～西町バス停				
葛木	ニュータウン葛木～森中村バス停				
堂園 他1	スポーツパークグラウンド前～堂園公民館前～鶴崎バス停				
広内	円通寺～広内～宮河内団地入口バス停				
庄の原	庄の原 1-1～ケアハウス庄の原苑前～田中北バス停				
望みが丘	34 街区中央～南新町～北公園前バス停				
曙台	城原東～リブホール大在～浜入口バス停				
福水	福水集会所～福水入口～佐賀関バス停				

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画運 行日数	計画運 行回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件(別 表7・9)	補助対象地域間幹線系統 等と接続の確保	基準ホで該当 する要件 (別表7のみ)
大分市	大分タクシー(株)	(1) 赤仁田ルート	赤仁田	庵ノ平	判田局前バス停	往 10.3km 復 10.3km	43日	80.0回			路線不定期	②(2)	大分バスの伯大線と判田局前バス停にて接続	③
	オーケーはとタクシー(株)	(2) 赤仁田ルート	赤仁田	庵ノ平	判田局前バス停	往 10.3km 復 10.3km	43日	70.0回			路線不定期	②(2)	大分バスの伯大線と判田局前バス停にて接続	③
	オーケーはとタクシー(株)	(3) 檜原ルート	檜原中	小岳	判田局前バス停	往 11.7km 復 11.7km	50日	70.0回			路線不定期	②(2)	大分バスの伯大線と判田局前バス停にて接続	③
	大分タクシー(株)	(4) 檜原ルート	檜原中	小岳	判田局前バス停	往 11.7km 復 11.7km	50日	60.0回			路線不定期	②(2)	大分バスの伯大線と判田局前バス停にて接続	③
	大分はとタクシー(株)	(5) 弓立ルート (通常便:戸次)	第二黒岩橋奥	平原橋	戸次バス停	往 17.9km 復 17.9km	25日	60.0回			路線不定期	②(2)	大分バスの伯大線と戸次バス停にて接続	③
	大分シティタクシー(株)	(6) 弓立ルート (通常便:戸次)	第二黒岩橋奥	平原橋	戸次バス停	往 17.9km 復 17.9km	25日	60.0回			路線不定期	②(2)	大分バスの伯大線と戸次バス停にて接続	③
	大分はとタクシー(株)	(7) 弓立ルート (通学便:戸次)	第二黒岩橋奥	平原橋	戸次バス停	往 17.9km 復 17.9km	120日	240.0回			路線不定期	②(2)	大分バスの伯大線と戸次バス停にて接続	③
	大分シティタクシー(株)	(8) 弓立ルート (通学便:戸次)	第二黒岩橋奥	平原橋	戸次バス停	往 17.9km 復 17.9km	120日	240.0回			路線不定期	②(2)	大分バスの伯大線と戸次バス停にて接続	③
	大分はとタクシー(株)	(9) 弓立ルート (通常便:判田)	第二黒岩橋奥	平原橋	判田局前バス停	往 19.6km 復 19.6km	12日	30.0回			路線不定期	②(2)	大分バスの伯大線と判田局前バス停にて接続	③
	大分シティタクシー(株)	(10) 弓立ルート (通常便:判田)	第二黒岩橋奥	平原橋	判田局前バス停	往 19.6km 復 19.6km	12日	30.0回			路線不定期	②(2)	大分バスの伯大線と判田局前バス停にて接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画運 行日数	計画運 行回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件(別 表7・9)	補助対象地域間幹線系統 等と接続の確保	基準ホで該当 する要件 (別表7のみ)
大分市	大分タクシー(株)	(11) 中野ルート	中野停留所	中町停留所	戸次バス停	往 9.8km 復 9.8km	45日	90.0回			路線不定期	②(2)	大分バスの伯大線と戸次バス停にて接続	③
	オーケーはとタクシー(株)	(12) 中野ルート	中野停留所	中町停留所	戸次バス停	往 9.8km 復 9.8km	45日	90.0回			路線不定期	②(2)	大分バスの伯大線と戸次バス停にて接続	③
	(有)野津原タクシー	(13) 上石合ルート	屋形木	新鮮市場	野津原支所	往 20.7km 復 20.7km	32日	40.0回			路線不定期	②(1)	大分バスの野津原線と野津原公民館バス停にて接続	③
	(有)野津原タクシー	(14) 入蔵ルート	グループホーム館奥	新鮮市場	野津原バス停	往 4.9km 復 4.9km	69日	80.0回			路線不定期	②(2)	大分バスの野津原線と野津原バス停にて接続	③
	クリスタルシティタクシー(株)	(15) 市尾ルート	奥村	坂ノ市郵便局	坂ノ市駅バス停	往 10.6km 復 10.6km	169日	169.0回			路線不定期	②(2)	大分バスの佐賀間線と坂ノ市駅バス停にて接続	③
	大分シティタクシー(株)	(16) 延命寺ルート	栗熊	延命寺入口	坂ノ市駅バス停	往 12.1km 復 12.1km	149日	400.0回			路線不定期	②(2)	大分バスの佐賀間線と坂ノ市駅バス停にて接続	③
	クリスタルシティタクシー(株)	(17) 一木ルート	田尾	政所南公民館	浜入口バス停	往 8.8km 復 8.8km	137日	150.0回			路線不定期	②(2)	大分バスの佐賀間線と浜入口バス停にて接続	③
	クリスタルシティタクシー(株)	(18) 屋山ルート	屋山団地	TOTO北	坂ノ市駅バス停	往 6.6km 復 6.6km	168日	370.0回			路線不定期	②(2)	大分バスの佐賀間線と坂ノ市駅バス停にて接続	③
	クリスタルシティタクシー(株)	(19) 折立ルート	折立上	殿下橋	坂ノ市駅バス停	往 4.5km 復 4.5km	57日	80.0回			路線不定期	②(2)	大分バスの佐賀間線と坂ノ市駅バス停にて接続	③
	クリスタルシティタクシー(株)	(20) 道尻ルート	タブの木	下道尻橋	坂ノ市駅バス停	往 5.5km 復 5.5km	84日	100.0回			路線不定期	②(2)	大分バスの佐賀間線と坂ノ市駅バス停にて接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画運 行日数	計画運 行回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件(別 表7・9)	補助対象地域間幹線系統 等と接続の確保	基準ホで該当 する要件 (別表7のみ)
大分市	大分第一交通株式会 社	(21) 上白木ルート	13組	御幸	生石一丁目バス停	往 8.2km 復 8.2km	136日	150.0回			路線不定期	②(2)	大分バスの別大線と西大分バス停にて 接続	③
	ワーカーズコープ タクシー(有)	(22) 木佐上ルート(馬場)	赤井	西山下	馬場バス停	往 6.4km 復 6.4km	29日	30.0回			路線不定期	②(1)	大分バスの佐賀間線と馬場バス停にて 接続	③
	ワーカーズコープ タクシー(有)	(23) 木佐上ルート(幸崎駅)	赤井	西山下	幸崎駅バス停	往 7.3km 復 7.3km	87日	90.0回			路線不定期	②(1)	大分バスの佐賀間線と幸崎駅バス停に て接続	③
	クリスタル シティタクシー(株)	(24) 河内ルート	明谷橋	河内公民 館	河内入口バス停	往 1.3km 復 1.3km	12日	12.0回			路線不定期	②(2)	大分バスの佐賀間線と河内入口バス停 にて接続	③
	ワーカーズコープ タクシー(有)	(25) 河内ルート	明谷橋	河内公民 館	河内入口バス停	往 1.3km 復 1.3km	12日	12.0回			路線不定期	②(2)	大分バスの佐賀間線と河内入口バス停 にて接続	③
	ワーカーズコープ タクシー(有)	(26) 大志生木ルート	元宮	原住宅	大志生木バス停	往 4.7km 復 4.7km	82日	190.0回			路線不定期	②(1)	大分バスの佐賀間線と大志生木バス停 にて接続	③
	クリスタル シティタクシー(株)	(27) 大黒ルート	大黒	セキストア 上浦店	佐賀間バス停	往 5.km 復 5.km	67日	140.0回			路線不定期	②(1)	大分バスの佐賀間線と佐賀間バス停に て接続	③
	臼津交通(株)	(28) 臼関線	佐賀間	白木	臼杵駅	往 25.3km 復 25.5km	292日	584.0回			路線定期	②(1)	大分バスの佐賀間線と佐賀間バス停に て接続	③
	臼津交通(株)	(29) 臼関線	佐賀間	白木	下浦	往 9.1km 復 9.1km	292日	1,936.0回			路線定期	②(1)	大分バスの佐賀間線と佐賀間バス停に て接続	③
	オーケーはとタクシー(株) 大分シティタクシー(株) (株)双葉タクシー 別府大分合同タクシー(株)	(30) 柞原線	野稲田入口	ミスター マックス	生石一丁目	往 6.4km 復 6.4km	365日	1,636.0回			路線定期	②(2)	大分交通の別大線と西大分バス停にて 接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画運 行日数	計画運 行回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件(別 表7・9)	補助対象地域間幹線系統 等と接続の確保	基準ホで該当 する要件 (別表7のみ)
大分市	オーケーはとタクシー(株) 大分シティタクシー(株) (株)双葉タクシー 別府大分合同タクシー(株)	(31) 机張原線	机張原公民館前	ミスター マックス	生石一丁目	往 7.8km 復 7.8km	365日	1,453.5回			路線定期	②(2)	大分交通の別大線と西大分バス停にて 接続	③
	オーケーはとタクシー(株) 大分シティタクシー(株) (株)双葉タクシー 別府大分合同タクシー(株)	(32) 中大山線	中大山	下八幡	生石一丁目	往 3.7km 復 .km	239日	358.5回			路線定期	②(2)	大分交通の別大線と西大分バス停にて 接続	③
	オーケーはとタクシー(株) 大分シティタクシー(株) (株)双葉タクシー 別府大分合同タクシー(株)	(33) 東八幡線	生石一丁目	ミスター マックス	東八幡	往 4.6km 復 .km	239日	239.0回			路線定期	②(2)	大分交通の別大線と西大分バス停にて 接続	③
						.km .km								
						.km .km								
						.km .km								
						.km .km								
						.km .km								
						.km .km								
						.km .km								

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	大分市
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	124,387
交通不便地域等	20,905

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
7,552	佐賀関町	過疎法
4,046	野津原町	過疎法
349	判田	局長指定
58	弓立	局長指定
518	中野	局長指定
1,134	市尾	局長指定
2,319	延命寺	局長指定
800	屋山	局長指定
437	一木	局長指定
2,423	八幡	局長指定
96	東上野	局長指定
225	木田東部	局長指定
163	入蔵	局長指定
66	河内	局長指定
948	上白木	局長指定

※「河内」、「入蔵」については、「佐賀関町」、「野津原町」の人口と重複するため、上限額算定の対象人口には含まない。

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
大分市地域公共交通網形成計画	H29.4.25	平成30年度
大分市地域公共交通計画	R4.3	-

■事業目標値の根拠について

(大分市地域公共交通計画に係る定量的な目標・効果)

ルート名		実績値(令和6年4月～令和7年3月)				令和8年度 目標値	
		運行可能日数 (日:①)	実績運行日数 (日:②)	率 (②/①)	のべ利用者数	運行日数の率	のべ利用者数
1	赤仁田	92	86	93.5%	426	93.5%	461
2	檜原	100	99	99.0%	426	99.0%	461
3	弓立	150	73	48.7%	208	48.7%	225
4	中野	100	91	91.0%	394	91.0%	426
5	端登	100	75	75.0%	279	75.0%	302
6	大内	100	58	58.0%	177	58.0%	191
7	旦野原	143	2	1.4%	2	20.3%	29
8	摺	93	30	32.3%	112	32.3%	121
9	朝海	151	111	73.5%	404	73.5%	437
10	高沢	151	62	41.1%	209	41.1%	226
11	舟ヶ平	50	12	24.0%	24	24.0%	26
12	上石合	143	32	22.4%	105	22.4%	114
13	入蔵	69	69	100.0%	192	100.0%	208
14	市尾	193	169	87.6%	671	87.6%	726
15	延命寺	151	149	98.7%	1,056	98.7%	1,080
16	畑	151	118	78.1%	435	78.1%	471
17	一木	201	137	68.2%	369	68.2%	399
18	屋山	201	168	83.6%	965	83.6%	1,044
19	折立	143	57	39.9%	105	39.9%	114
20	道尻	150	84	56.0%	169	56.0%	183
21	家島	142	102	71.8%	322	71.8%	348
22	葛木	151	34	22.5%	71	22.5%	77
23	堂園	143	16	11.2%	34	25.9%	37
24	広内	150	5	3.3%	13	20.0%	30
25	庄の原	137	84	61.3%	234	61.3%	253
26	上白木	142	136	95.8%	551	95.8%	596
27	望みが丘	101	53	52.5%	101	52.5%	109
28	曙台	143	138	96.5%	641	96.5%	693
29	木佐上	151	116	76.8%	387	76.8%	419
30	河内	44	0	0.0%	0	20.5%	18
31	大志生木	100	82	82.0%	339	82.0%	367
32	大黒	100	67	67.0%	218	67.0%	236
33	福水	92	48	52.2%	68	52.2%	74
計(率は平均)				59.5%	9,707	61.7%	10,500

注1)弓立ルートの実績には、スクールバスとして運行している通学便等の運行日数及び通学生等ののべ利用者数は含まず。

注2)上記各ルートにおいて、定期的に利用者から構成する「地域検討会」を毎年1回以上開催し、運行計画の見直し、検討を行う。